

雲南広域連合からのお知らせ

1. 令和6年度の制度改正に伴う届出について
2. 令和5年度運営指導の実施実績について
3. 令和5年度運営指導における主な指摘事項等について
4. 令和6年度の運営指導実施予定について
5. その他

1. 令和6年度の制度改正に伴う届出について

届出の提出×切は下記のとおりです。

令和6年4月1日変更分 ⇒ ×切: 令和6年4月15日

令和6年6月1日変更分 ⇒ ×切: 令和6年5月15日

- ✓ 令和6年度介護報酬改定に関するご質問は、質問票のみで受け付けますので、ご了承ください。
- ✓ 質問票の様式は雲南広域連合ホームページに掲載していますので、作成の上、メールにてご提出ください。

資料掲載：「雲南広域連合」→「介護保険」→「事業者の方へ」→「事業所指定（居宅介護支援・地域密着型サービス）・指導関連」→「指導関連」→「令和5年度雲南広域連合指定事業所集団指導資料」

通常の届出の提出について

各種届出の提出期限等は下表のとおりです。

提出書類については雲南広域連合介護保険課ホームページをご覧ください。

指定更新	各事業者で指定有効期限を今一度ご確認ください。 有効期間満了日の前月末までに提出してください。
変更届	変更後10日以内に提出してください。
加算届	異動年月日の属する月の前月15日までに提出してください。
休止・廃止届	予定の1か月前までに提出してください。 ※休止中のまま、指定更新を行うことは出来ません。
再開届	開始日から10日以内に提出してください。

2. 令和5年度運営指導の実施実績

下記の事業所について運営指導を実施しました。
お忙しい中ご対応いただきありがとうございました。

事業種別	実施事業所数
地域密着型 小規模多機能型居宅介護	2事業所
地域密着型 通所介護	4事業所
地域密着型 認知症対応型通所介護(共用型含)	3事業所
地域密着型 認知症対応型共同生活介護	3事業所
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	2事業所
居宅介護支援	3事業所

3. 令和5年度運営指導における主な指摘事項等について

①運営推進会議の記録の公表について

地域密着型サービスにおいては、運営推進会議を開催した際は、その内容を記録するとともに、公表しなくてはならないとされています。

「事業所のホームページへの掲載」や「事業所内に当該記録の印刷物を設置し、だれでも閲覧可能なものとする」等、広く公表をしてください

〔指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第34条第2項〕

3. 令和5年度運営指導における主な指摘事項等について

②個人情報利用の同意について

事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされています。

実情に合わせて利用者及び家族から個人情報の利用同意を得ておくこととしてください。

〔指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条第33項準用〕

～個人情報取扱いについて～

介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、個人情報の適正な取扱いが求められる分野です。

各事業所においては、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報の保護に関する基本方針」「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取り扱いに取り組む必要があります。

利用同意はもちろんのこと、保有している個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を必ず講じてください。

3. 令和5年度運営指導における主な指摘事項等について

③事業所からの契約解除について

近年、契約者やその家族からの職員に対する背信行為による事業所からの相談が増えています。事業所の職員を守るためにも、契約書や重要事項説明書等に**事業所からの契約解除についての期限や通知方法、契約者及びその家族からの背信行為について具体的に記載をすることを**ご検討ください。

4. 令和6年度の運営指導実施予定について

《実施予定事業所》

【地域密着型 小規模多機能型居宅介護】

小規模多機能型居宅介護事業所 大東ゆりさわ

小規模多機能ホーム 雲水屋

小規模多機能型居宅介護事業所 雲南ゆりさわ

小規模多機能型居宅介護事業所 ふるさと風の家

小規模多機能ホーム あゆみの杜

【地域密着型 通所介護】

カルチャーセンター あおぞら

デイサービスセンター うしお湯治村

デイサービス だんだん

デイサービス よこたの郷

デイサービスセンター にこにこ

飯南町社会福祉協議会通所介護事業所

【地域密着型 認知症対応型通所介護】

デイサービス やわらぎ

【地域密着型 認知症対応型共同生活介護】

グループホーム 雲水屋

グループホーム 雲南・ゆりさわ

【地域密着型 介護老人福祉施設入所者介護】

特別養護老人ホーム 笑寿苑

【基準該当 訪問介護】

ケアポートよしだ 訪問介護

【居宅介護支援事業所】

ニチイケアセンターあかがわ

こもれびケアプランニング

居宅介護支援事業所 あゆみの杜

※日程や事前提出物については、
運営指導実施の1ヶ月程度前にお知らせします。

介護サービス事業所には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。〔介護保険法第115条の32〕

**年に1回は人員配置や加算要件などの確認を行い、
適正に算定できているか自己点検をお願いいたします。**

5. その他

- ✓ 令和5年度の各事業所における事故報告件数について
- ✓ 住宅改修の受領委任払いの登録制度開始について
- ✓ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る承認申請について
- ✓ 要介護等認定申請における平均所要日数について
- ✓ 介護保険についての住民周知について
- ✓ 島根県 介護の日イベントについて

令和5年度の各事業所における事故報告件数について

事故の種別		件数
1. 死亡事故(意識不明を含む)		1
2. 死亡事故以外		74
内 訳	骨折	56
	打撲・捻挫・挫傷	5
	切傷・擦過傷	5
	誤嚥・誤薬・異食	2
	感染症・結核	0
	失踪・徘徊	6
	交通事故	0
	その他	0
合 計	75	

雲南広域連合のホームページに事故報告についての取扱要領を掲載しています。

事故発生時の市・町への連絡について、速やかに、かつ正確な連絡・報告をお願いいたします。

提出先：市町介護保険担当課

～住宅改修に係る受領委任 払いが登録制になります～

令和6年4月1日より、住宅改修の受領委任払いを利用する場合は事前に登録が必要になります！

現在、雲南広域連合のホームページ上にて情報公開中です！

★住宅改修にかかった費用の支払い方法について★

★受領委任払いとは…	利用者(被保険者)は、保険給付対象となる費用の内1～3割の自己負担分のみを登録事業者に支払い、保険給付の受領を登録事業者に委任し、雲南広域連合が登録事業者口座へ7～9割分を支給します。
★償還払いとは… (原則的にはこちらの支払い方法になります)	利用者(被保険者)は、一旦住宅改修にかかった費用の全額を施工業者に支払い、その後雲南広域連合から利用者へ保険給付対象となる費用の7～9割分を支給します。 (※利用者が給付制限を受けている場合は償還払いになります。)

※注意※ 登録していないと「償還払い」になります！

受領委任払い利用希望の施工業者は、下記の書類を雲南広域連合まで提出していただきます。

提出するもの	問い合わせ・提出先(郵送でも受け付けています)
①登録申請書(様式第1号) ※裏面に同意書あり	◆雲南広域連合介護保険課◆ 〒699-1311 雲南市木次町里方1100-6(雲南消防本部3階) TEL:0854-47-7342
②誓約書(様式第2号)	

・上記様式は雲南広域連合ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用いただけます。

・一度登録されれば継続して制度をご利用いただけます。その後、登録内容に変更等がありましたら雲南広域連合までご連絡いただきます。

注意事項

書類を提出していただいた後に雲南広域連合で審査し、登録された施工業者には決定通知書と住宅改修の手引きを送付します。

また、受領委任払いの登録をされた施工業者は登録事業所一覧に追加し、随時雲南広域連合ホームページにて公表します。

受領委任払いの際に提出していただく「**委任状兼承諾書**」は引き続き提出していただきますが、様式が4月1日～変更になります。一番下の欄にあった口座を記入する欄を削除したものに変わりますので、新しい様式にて提出していただきますようお願いいたします。（※要押印です）

～住宅改修に関するお願い～

- ①写真の日付は、カメラ機能を使うか、ない場合はホワイトボード等に記載して写真に写りこませる形で入れてください。
- ②完成後の写真について、施工部がよく見えるように写真を撮ってください。(例:手すりのディンプル、踏み台の接着部など…)
- ③理由書P1について〈総合的状況〉の右側、「住宅改修後の想定」欄の書き方について、現在使用している福祉用具と、住宅改修後に使用する予定の福祉用具のについてチェックしてください。(住宅改修によって取り付ける手すり等はチェックの該当にはなりません)

軽度者に対する福祉用具貸与に係る承認申請について

令和4年4月に当広域連合で作成した「軽度者に対する福祉用具貸与に係る承認申請について」に基づき申請を行っていただいておりますが、提出書類の記載内容に不足がある場合があります。今一度、下記の事項について、ご確認をお願いいたします。

再度ご確認をいただきたい事項について

1. 主治医への聞取りや意見書について
2. 担当者会の記録について
3. ケアプランについて
4. 承認期間について

1. 主治医への聞取りや意見書について

主治医の意見は例外的貸与の状態像のいずれかに該当することが具体的にわかるように聴取してください。また、特殊寝台の場合で「立ち上がり」についての意見を聴取しておられるケースが見られます。特殊寝台貸与の条件は「寝返り」または「起き上がり」が困難な場合です。「立ち上がりができない」だけでは、特殊寝台貸与の条件は満たしませんので、ご注意ください。

<医師の所見記載例> ※聞取りの際にも参考にしてください

○パーキンソン病により時間帯によって起き上がりが困難な状態になるため特殊寝台が必要である。

⇒対象者の状態Ⅰに該当

○がん末期の状態悪化により短期間で寝返りが困難な状況に至ると確実に見込まれ、床ずれ防止用具が必要である。⇒対象者の状態Ⅱに該当

○椅子での座位が困難であり、嚥下障害のため誤嚥性肺炎を起こす可能性がある。その回避のために、特殊寝台のギャッジアップ機能が必要である。⇒対象者の状態Ⅲに該当

2. 担当者会の記録について

「問題なく使用できているため、引き続き貸与する」など現在の使用状況のみ記載がある場合があります。**利用者の状態像やサービスの必要性が具体的に分かるように記載し、福祉用具貸与の例外給付の申請をすることを関係者間で情報共有した旨を記載してください。**また、福祉用具事業所担当者からの意見は必ず記載するようにしてください。

3. ケアプランについて

該当する福祉用具の必要とする理由や具体的な目標等を必ず記載してください。

1. と同様に特殊寝台貸与で「立ち上がり」についてのみが記載してあったり、転倒予防についての記載のみの場合があります。特殊寝台の場合は「寝返り」や「起き上がり」(床ずれ防止用具については「寝返り」、車いすについては「歩行」)についての課題や目標等を記載するようにしてください。

4. 承認期間について

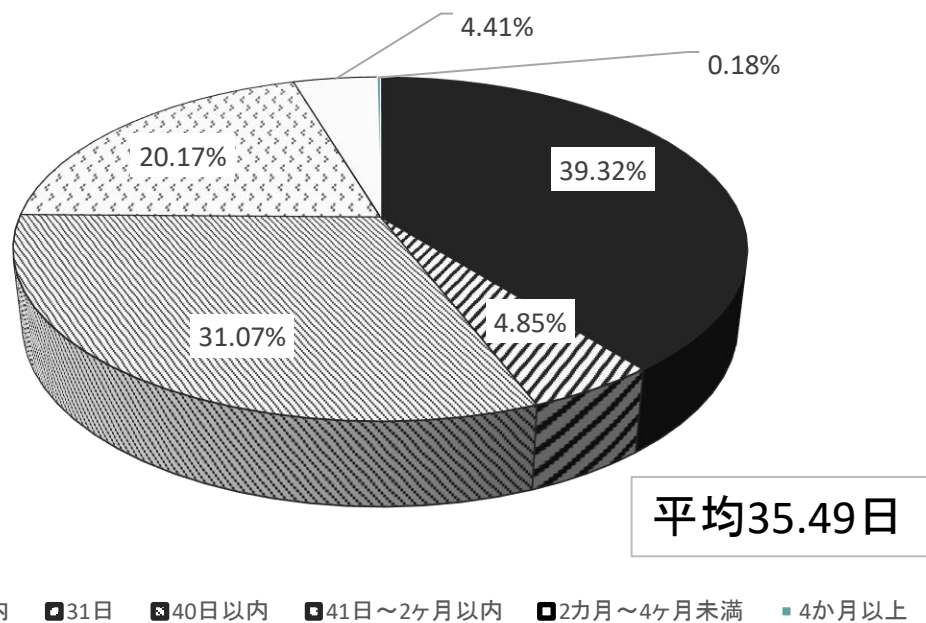
介護予防サービス・支援計画表については、1年で見直すこととしていますので、要支援認定者については承認期間を1年までとしています。要介護1以上の方については、短期目標の期間を上限に期間を定めることができます。(最長2年)

引き続き、自立支援に基づいたアセスメントおよび適正給付にご理解・ご協力をお願いいたします。

要介護等認定における平均所要日数について

今年度、早期認定に向けて各種業務改善を図った結果、令和5年12月末時点で申請から認定までの平均所要日数を約35.5日(休日含む日数、対前年度比3日短縮)まで短縮することが出来ました。

R5年度4～12月認定者(2,246人)



関係機関の皆様の多大なご理解とご協力のお陰とあらためて感謝申し上げます。

今後とも適切な認定申請・調査・審査にご協力いただきますようお願いいたします。

介護保険についての住民周知について

雲南広域連合広報誌(2023秋号)にて認定申請のタイミングについて周知を行いました。また、窓口にチラシを設置し適切な申請のタイミングについて周知をします。

令和6年度には介護保険の申請方法や相談窓口、受けられるサービス、介護予防についての情報など、住民のみなさまに介護保険を知っていただくことを目的に、夢ネットで周知番組を企画しています。

介護保険課からのお知らせ

教えて! みんなの介護保険

介護保険に関して皆様からよくご質問いただく内容について、わかりやすく紹介していきます。

雲南広域連合では、今回ご紹介する内容以外にも、皆様から多く寄せられるご質問とその回答についてホームページでご紹介しておりますのでご覧ください。
⇒ <https://kaigo.unnan.jp/qa/>

認定申請のタイミングについて

Q 身の回りのことはまだ自分でできますが、日中どこかに出かけて交流等をしたいと考えています。申請はできますか。

A 比較のお元気な高齢者の場合、介護保険の認定がなくても利用できる介護予防の教室や通所サービスもあります。申請をされる前に、まずは最寄りの市町村窓口や地域包括支援センターにご相談ください。

Q 今はまだ介護サービスを利用する予定はありませんが、将来必要となった時にすぐ利用できるよう申請しておきたいと考えています。申請はできますか。

A 要介護認定は申請時の本人の心身の状態に基づいて行うため、比較のお元気な方の場合、非該当になる場合があります。また、仮に認定されても、サービスが必要な状態になられた時には心身の状態が変化しており、再度、申請や調査等が必要になる場合も多くあります。
新規申請や介護度の区分変更申請の場合、認定結果は申請日から適用され、認定結果を待たずに暫定的にサービスを利用することも可能ですので、日常的に介護保険サービスが必要になってから申請してください。

Q 急に体調を崩して入院しました。認定には時間がかかると聞いたので早めに申請したいのですが、入院後すぐに申請してもいいですか。

A 入院中でも申請は可能ですが、介護より医療が優先される急性期や、心身の状態が不安定な時は、速やかに調査や主治医意見書の作成を行うことが難しい場合があります。仮に調査等を実施しても、病状が不安定なため適切な認定をすることも難しいと考えられます。
介護保険法では、原則として、申請日から30日以内に認定結果を通知することとされており、現在雲南広域連合では、病状が不安定で速くに調査等が実施できない場合を除き、申請日から30営業日以内には認定結果をお知らせできるよう努めています。ご心配とは思いますが、主治医とご相談の上、退院の目途が立ち、介護保険サービスが必要な状態と説明があった頃に申請をしてください。

介護保険 Q & A

○ **入院中の場合**…入院中には医療保険が優先されるため、介護保険は利用できません。退院の目途が立ち、退院後に介護サービスを利用する場合には、入院中に申請することができます。**申請のタイミングは主治医や病院の相談員(ソーシャルワーカー)と相談しましょう。**

○ **在宅の場合**…まずは「かかりつけ医(主治医)」に相談しましょう。医師にかかっている場合は、介護が必要となった原因の病気のことや、本人の心身の状態を一番知っている医師に相談しましょう。

○ **タイミングで介護保険の申請をしようとする時**…
入院直後など、状態が安定していないとき(介護より医療が優先される急性期等)は、定を受けるための「主治医意見書の作成」や「訪問調査」ができない場合があります。**申請するタイミングは必ず主治医の先生や病院の相談員と相談しましょう。**

○ **早くサービスを使う予定はないけど、急のため**…
認定を受けてから、サービスを利用するまでに時間が経っていると、心身の状態が認定と異なる場合があります。この場合、**再度申請をしないといけなくなったり、受けたいサービスが受けられない可能性もあります。現在利用しているサービス、利用したいサービスがない場合は、申請をする前に市町の介護保険窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。**

○ **うちから介護予防!!!**
身の回りのことはまだできるけど、日中どこか出て交流等したい」「まだまだ元気だし足腰が弱ってきたかな…」など

○ **比較のお元気な高齢者の場合、介護認定がなくても利用できる介護予防通所サービス(デイサービス)があります。**

○ **まずお住いの市町村窓口や地域包括支援センターに相談してみましょう!**

～介護保険相談窓口～

市町の介護保険窓口またはお住いの地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター	電話番号
雲南市地域包括支援センター	0854-47-7799
奥出雲町地域包括支援センター	0854-54-2512
飯南町地域包括支援センター	0854-72-1770

介護保険全般の相談は
雲南広域連合 介護保険課へ 0854-47-7342

認定申請のタイミングチラシ

雲南広域連合広報誌(2023秋号)

22

島根県 介護の日イベントの雲南地域での開催について

島根県では11月11日の介護の日(※)に関連して、介護の魅力発信を目的とした『**島根県「介護の日」イベント**』を毎年開催しています。

令和6年度は雲南地域での開催が計画されています。

高齢化の進展に伴い、介護は誰にとっても身近な問題となってきました。多くの皆さんが介護に触れ、親しむことで、介護について考えていただくきっかけとなればと思っています。

介護事業所の皆様にもご協力をお願いすることがあるかと思しますので、ご承知おきください。



2023年益田市開催 チラシ

スタンプラリー
多くのブースを回った方
先着200名様 限定
エコバッグ
プレゼント!

島根で
働く
福祉で
働く
介護の
魅力発信

島根県 介護の日イベント

ここに**住んで**
ここで**生きて**

～今、介護の魅力を伝えたい～ in 益田

2023年**10月22日(日)** **入場無料**

時間/10:00～15:00 会場/益田市総合福祉センター
※問合せ/福祉推進課福祉政策推進課 TEL:0852-23-6690 会場:益田市・益田町

介護事業所の取組の紹介、
介護ロボット展示、介護の仕事に関する各種相談、
介護の魅力発信などを行います。

同日併催
健康
ますだ市21
元気暮らし 続けよう 一人ひとりの健康づくり
会場/益田市入職センター 主催/健康ますだ市21推進委員会

QRコード